

議案第17号

平成27年度東三河広域連合一般会計予算

平成27年度東三河広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成27年3月30日提出

東三河広域連合長——佐原光——

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 185,086
	1 負担金	185,086
2 県支出金		22,017
	1 県補助金	21,905
	2 県交付金	112
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		501
	1 預金利子	1
	2 雑入	500
歳入合計		207,605

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 4,475
	1 議会費	4,475
2 総務費		132,220
	1 総務管理費	128,208
	2 選挙費	81
	3 監査委員費	3,931
3 事業費		70,760
	1 税務事業費	10,642
	2 消費生活事業費	26,341
	3 福祉事業費	30,560
	4 都市計画事業費	1,468
	5 広域行政推進事業費	1,749
4 公債費		50
	1 公債費	50
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		207,605